

都城さくら聴覚支援学校におけるいじめ防止のための職務別ポイント

いじめの防止のための措置

学級担任等

- ・ 「いじめは決して許されない」という幼児児童生徒（以下生徒等）の意識の醸成を図り、生徒等が主体的にいじめの問題を考え、議論するなどの活動に取り組む。
- ・ はやしたてたり見て見ぬ振りをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・ 心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の言動が生徒等を傷つけたり、他の生徒等によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

養護教諭

- ・ 学校保健委員会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

生徒指導担当教員

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議、学部会等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

管理職

- ・ 全校集会や学部集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは決して許されない」という意識を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 生徒等が自己有用感や自己肯定感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に生徒等が主体的に参加する取組を推進する（児童生徒会の活動など）。

早期発見のための措置

学級担任等

- ・ 日頃からの生徒等の見守りや信頼関係の構築等に努め生徒等が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員間の情報共有に努める。
- ・ 休み時間・放課後の生徒等との雑談や日記等を活用し交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個別面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ・ 生徒等から SOS を発信すること、いじめの情報を報告することは多大な勇気を有することを教職員は理解し、相談に対しては必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

養護教諭

- ・ 保健室を利用する生徒等との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときはその機会を捉え、悩みを聞く。

生徒指導担当教員

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談や個別面談の実施等により生徒等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの構内巡視や放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

管理職

- ・ 生徒等およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談や個別面談が、生徒等の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

都城さくら聴覚支援学校におけるいじめ防止のための職務別ポイント

いじめに対する措置

① 情報を集める

学級担任等

養護教諭

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴う場合複数の教員で対応）
- 生徒等や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒等から聞き取るなどしていじめの正確な実態把握を行う
- その際、他の生徒等の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間に慎重な配慮を行う。
- いじめた生徒等が複数の場合は、同時刻に個別に聞き取りを行う。

② 指導支援体制を組む

組織

- 正確な情報把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、学部主事、管理職）。またいじめに係る情報を適切に記録する。
 - いじめられた生徒等や、いじめた生徒等への対応。
 - その保護者への対応。
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等。
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- 生徒等の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察所に通報し、援助を求める
- 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③-A 子供への指導・支援を行う

いじめられた生徒等に 対応する教員

- いじめられた生徒等やいじめを知らせてきた生徒等の安全を確保するとともに、いじめられた生徒等に対し、徹底的に守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた生徒等にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられている生徒等に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。

学級担任等

- 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめを見ていた生徒等に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- はやしたてるなど同調していた生徒等に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

③-B 保護者と連携する

学級担任を含む複数の教員

- 家庭訪問（加害、被害とも。また学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた生徒等を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を、適切に提供する。また、誠意有る対応に心掛け、説明責任を果たすようにする。

いじめた生徒等に 対応する教員

- いじめた生徒等への指導に当たっては、当該生徒等の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 必要に応じて、いじめた生徒等を別室で指導するなど、いじめられた生徒等が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- いじめた生徒等が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

組織

- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- 指導記録を確実に保管し、いじめが解消したと思われる場合でも、組織的に継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。